

# 安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定める。

## (第三者委員会)

第2条 要綱第3条の規定により設置する安全で美味しい島根の県産品認証制度検証委員会及び安全で美味しい島根の県産品認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の設置及び運営については、第三者委員会設置要領に定めるところによる。

## (工程認証)

第3条 要綱第4条第2項の規定による生産工程の中途までの認証は、収穫より後の工程において認証品と非認証品の区分管理が困難な場合について、栽培から収穫、農産物取り扱い施設への搬入までの一連の工程（「栽培・収穫工程」という。）を対象として行う。

## (認証基準)

第3条の2 知事は、要綱第4条の2の規定により、次の各号に掲げるところにより認証基準を設定する。

- (1) 要綱第4条の2第1項第1号の規定による生産工程管理基準については、より安全な農林水産物を生産するために必要な事項を定め、それを実践して、記録に残す取り組みである生産工程管理手法に関する項目を設定する。
- (2) 要綱第4条の2第1項第2号の規定による団体事務局基準については、農林水産物の統一的な生産出荷基準及びその遵守に関する項目を設定する。

2 知事は、要綱第4条の2第3項の規定により、前項の基準を設定又は変更したときは、審査委員会の審査に付す。

## (産品アピール)

第3条の3 要綱第5条に定める産品の味、香り等に関する産品アピールは、次の各号に掲げる項目のうち、任意の項目について、産品アピールシート（様式第1号の3）により行う。

- (1) 味
- (2) 香り
- (3) 食感
- (4) 外観
- (5) 品種特性
- (6) 鮮度保持の取組
- (7) 生産上の特徴やこだわり・努力

(8) その他（美味しい食べ方、調理法等）

### （認証の申請及び受理）

第4条 要綱第7条及び10条の2の規定により、認証を申請しようとする生産者は、申請書（様式第1号又は様式第1号の2）、誓約書（様式第2号）及び産品アピールシート（様式第1号の3）を知事に提出しなければならない。

2 申請書の受理期間、現地審査の実施期間及び審査委員会開催時期については、次表のとおりとする。

申請書 受理期間	現地審査 実施期間*	審査委員会 開催時期
1月から3月まで	1月から4月まで	6月又は7月
4月から6月まで	4月から7月まで	9月又は10月
7月から9月まで	7月から10月まで	12月又は翌年1月
10月から12月まで	10月から翌年1月まで	翌年3月

※やむを得ず現地審査の実施が上記期間を超える場合であっても、審査委員会開催の2ヶ月前までには終えること。

### （認証基準適合の審査）

第5条 農林水産部長は、要綱第8条第1項の規定により、前条の規定により提出された申請について、次に掲げるところにより現地審査する。

- (1) 現地審査の実施については、事前に申請者に通知する。
- (2) 要綱第6条の規定する団体の場合は、構成員（生産者）の現地審査は団体を構成する構成員（生産者）数の平方根以上（小数点以下切り捨て）とする。
- (3) 一般財団法人日本GAP協会が定めるJGAP又はASIAGAPの認証を有する者については、上位基準による申請の現地審査にあたっては、認証基準の一部の確認を省略することができる。
- (4) 現地審査は、前各号に掲げるもののほか、別に定める現地審査規程による。

2 知事は、要綱第8条第2項の規定により、前項の現地審査が終了したときは、審査委員会の審査に付す。

### （認証書の交付等）

第6条 知事は、要綱第8条の規定により、認証を決定したときは、当該申請者に対し認証書（様式第4号）を交付する。

2 知事は、要綱第8条の規定により、認証できないと決定したときは、当該申請者に対し認証しない旨をその理由を付して通知する。

### （認証書の保管）

第7条 認証取得者は、認証書を適正に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出を受理したときは、認証書を再交付する。

### **(認証内容の変更届)**

第8条 認証取得者は、要綱第10条第1項の規定により、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、認証申請事項変更届（様式第5号）により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 認証取得者の住所、氏名、所在地、名称又は代表者が変更になったとき
- (2) 認証申請時の事務局責任者、品質管理責任者又は施設管理責任者が交替したとき
- (3) 生産工程の外部委託を新たに始めたとき、あるいは、その内容に変更があったとき
- (4) 団体の認証において、構成員（生産者）の変更又は収穫、飼養、水揚げより後の工程を取り扱う生産物取扱い施設（以下「生産物取扱い施設」という。）の新設若しくは変更があったとき
- (5) 認証された生産工程区分を要綱第4条第2項による認証に変更しようとするとき
- (6) その他県が報告を必要と認める事項が生じたとき

2 農林水産部長は、前項第3号から第6号までにおいて下記のとおり第5条の規定に準じ、認証基準適合の確認を行う。

- (1) 第4号で構成員（生産者）数が従前の現地審査（更新申請による現地審査及び監査を含む）時より、50%以上増加したとき。
  - (2) 第4号で生産物取扱い施設の新設又は変更があったとき。
  - (3) 第3号、第5号、第6号で認証基準適合の確認が必要と認められるとき。
- 3 前項第1号の確認は、変更届の提出があった日から2ヶ月以内に新たに加入した構成員（生産者）に対し行う。この場合の実施数は、新たに加入した構成員（生産者）の平方根以上（小数点以下は切り捨て）とする。
- 4 前項各号の確認は、第10条に基づく更新申請の現地審査、又は第14条に基づく監査における現地審査に併せて実施することができる。
- 5 知事は、変更届に基づき、認証書記載事項に変更が生じた場合は、新たに認証書を交付する。ただし代表者の変更で認証取得者が新たに認証書の交付を希望しない場合を除く。
- 6 前項により新たに認証書の交付を受けた認証取得者は、変更前の認証書を知事に返納しなければならない。

### **(認証の更新申請)**

第9条 認証期間の更新を申請する認証取得者は、要綱第11条の規定により、第4条の規定に準じ更新申請を行わなければならない。

### **(更新申請の受理及び審査等)**

第10条 前条の規定により提出された更新申請書類の受理及び審査等について

は、第4条から第6条の規定に準じて処理する。

#### **(認証の表示)**

- 第11条 要綱第12条の規定による認証マークの規格及び使用方法等については、認証マーク使用規程に定めるところによる。
- 2 要領第3条の規定による認証及び認証品と非認証品の区分管理が困難な場合にあっては、産品に認証品である旨の表示をすることはできない。

#### **(残留農薬検査等)**

- 第12条 要綱第13条の規定による残留農薬検査等については、残留農薬等検査規程に定めるところによる。

#### **(実績報告)**

- 第13条 認証取得者は、要綱第14条の規定により、毎年1月から12月までの認証された農林水産物の生産出荷等の実績について、翌年2月15日までに生産出荷等実績報告書（様式第6号）により、農林水産部長に報告しなければならない

#### **(監査)**

- 第14条 農林水産部長は、要綱第15条の規定により、認証取得者の当該農林水産物の生産出荷等の状況について、第5条第1項に規定する現地審査の実施により監査する。

#### **(認証の取り消し)**

- 第15条 知事は、要綱第16条の規定により、認証の取り消しを決定したときは、当該認証取得者に対し、認証取消通知書（様式第7号）により通知する。
- 2 県は、要綱第16条の取り消し後において認証マークの使用を認めない。また、生産物が認証品と誤認されないように、認証書の返納、認証シールの返納を求めるなどの必要な措置を講じる。
- 3 要綱第16条第3項について、認証取得者は、認証された農林水産物の生産を取りやめた場合、要綱第5条に規定する要件の維持をやめた場合、及び要綱第6条に規定する申請者要件を満たさなくなった場合には、速やかに認証取り下げ届（様式第8号）を、知事に提出しなければならない。

#### **(事故等の対応)**

- 第16条 県及び認証取得者は、要綱第20条の規定により、事故等が発生した場合においては、別に定める危機管理行動規程に従って適切に対応する。

#### **(書類等の保存)**

- 第17条 認証取得者は、当該認証の申請、報告等の手続きに係る書類について、

その手続きがなされた日が属する年の翌年から4年間保存しなければならない。

### **(農林水産振興センター等の関与)**

第18条 隠岐支庁長及び各農林水産振興センター所長は、認証を受けようとする生産者等に対して、普及指導員、林業普及指導員、水産業普及指導員及び獣医師等による指導・助言に努める。

### **(業務委託)**

第19条 知事は次の業務を委託できるものとする。

- (1) 第5条第1項に基づく現地審査業務
- (2) 第8条第2項に基づく認証基準適合確認業務
- (3) 第10条に基づく現地審査業務
- (3) 第14条に基づく監査に係る現地審査業務

2 知事が前項に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの項の「農林水産部長」は、「業務受託者」に読み替えるものとする。

附則

この要領は、平成21年1月21日から施行する。

附則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附則

1 要綱第4条の規定により以下のとおり定める。

- (1) 基本基準による申請の受理は、令和元年12月末までとする。
- (2) 基本基準による認証取得者は、令和2年度まで第9条に定める申請を基本基準により行うことができる。
- (3) 令和2年度に限り、基本基準による認証取得者で令和3年以降に認証の有効期間が満了する者についても、基本基準による更新申請をすることができる。
- (4) 令和2年度の基本基準による認証の認証期間は要綱第9条及び第11条の2の規定に関わらず最長で令和5年度末までとする。

2 この要領は、令和元年7月8日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。